

令和7年度事業計画（新規事業、見直し事業、重点事業のみ）

地域ケア推進係

【一般介護予防事業】

1 通いの場の充実

(1) TOGO まちかど運動教室、健康たまり場（動機付け教室）の充実

週1回～月1回、公民館等で運動指導士による体操を実施。予約不要。

・まちかど運動教室：白土、白鳥、北山台、春木台、諸輪、祐福寺、和合ケ丘、傍示本、清水地区の9地区で実施中。

・健康たまり場：部田地区で実施中。

○ 令和7年度の予定

・部田地区の健康たまり場をTOGO まちかど運動教室として実施。

・新たな地区で健康たまり場を開催。

・体操だけでなく、フレイル予防、ACP等の普及啓発の場として講話等を企画。

・活動の支援者を増やすため、パワフル東郷養成講座、シニアリーダー養成講座の実施。

《参考》

パワフル東郷：町の介護予防教室での運営のお手伝いや参加者への声かけを行うボランティア

シニアリーダー：町の介護予防教室や自身のサロン等で介護予防体操等を行うボランティア



【TOGO まちかど運動教室の様子】



【健康たまり場での管理栄養士の講話の様子】



【パワフル東郷 社会参加ポイント手帳のスタンプを押しながら声かけしている様子】



【TOGO まちかど運動教室でシニアリーダーが体操している様子】

(2) 思い出の語り場事業・社会参加ポイント手帳の活用

ア 思い出の語り場づくり事業

地域での住民主体の通いの場に対し、会場使用料、傷害保険料等を助成

- ・申請団体 : R7年度 32 団体 (R7.5.13 現在)
- ・新規申請団体 : R6年度 4 団体、R7年度 5 団体 (R7.5.13 現在)
- ・特徴として、サロンや体操だけでなく、カラオケ、麻雀、卓球、絵手紙など多彩な内容で実施されている。また、男性の参加者も多い。

イ 社会参加ポイント手帳・社会参加ポイント制度

町の介護予防教室や地域の通いの場、老人クラブの活動等にポイントを付与。ポイントに応じてクオカードと交換できる。手帳の巻末には登録団体を地域ごとに一覧で掲載している。

- ・登録団体 : R7年度 112 団体 (R7.5.13 現在)
 - ・ポイント付与の登録団体に登録してもらうことで地区の通いの場の把握ができていく。
- 令和7年度の予定 :
- ・社会参加ポイント手帳を中心に、介護予防、通いの場の周知啓発を継続していく。



(3) 生活支援コーディネーターによる地域の通いの場の把握 (生活支援体制整備事業に重複)

- ・生活支援コーディネーターは、地域の様々な活動に出向いており、地区の通いの場の情報を把握している他、地区住民と顔が見える関係、ネットワークができる。

- 令和7年度の予定 :
- ・生活支援コーディネーターと協力し、社会参加ポイント手帳の周知やサロンの新規立ち上げなど支援を行っていく。
 - ・「とうごうサロン (R7年3月改定)」の配布と活用



2 自立支援の取り組み

フレイル等により要支援・要介護状態に移行しつつある人に介入し、元の生活に戻れるような支援を行う。(良くなる可能性がある人を見逃さない。)

(1) 自立支援応援事業

「自立支援」や「本人の望む暮らし」に焦点をあて、リハビリ職や管理栄養士が自宅に訪問し、アセスメントやアドバイスを実施。

- ・実施件数：R5年度13件（リハ職10件、管理栄養士3件）
R6年度20件（リハ職15件、管理栄養士5件）
R7年度8件（リハ職5件、管理栄養士3件）R7.5.13時点
- ・事業を利用した事業所数及び担当（ケアマネ等）数
R5年度3事業所8人、R6年度5事業所10人

(2) 勉強会の実施

「自立支援」の考え方について、「自立支援応援事業」、「短期集中リハビリサービス」等を利用促進も含め、支援者向けの勉強会を実施。

○ 令和6年度

- ・リハビリ連絡協議会（年3回）、管理栄養士連絡会（年1回）：自立支援応援事業での支援ケースの情報交換、初期集中リハビリテーション等自立支援につながる支援について協議
- ・かけはし定例会（月1回）：東郷町の考え方・事業の整理、住民・支援者に向けた理解促進の方法について検討。
- ・多職種ミーティング：リハビリ専門職を活用した自立支援・重症化予防について（6月）、自立支援応援事業の活用（2月）
- ・地域包括支援センター、高齢者支援課各係員、かけはしで勉強会を実施。

○ 令和7年度の予定

今年度も引き続き、自立支援応援事業の普及啓発、意見交換、勉強会を実施していく。



各種包括支援センター・ケアマネジャー等関係者向け

自立支援応援事業

住み慣れた地域で、その人らしく、自立した生活を継続できるようにするため、在宅や福祉施設での状態や悩みを、医療専門職と一緒にサポートします！！

【対象者】
町内在住の65歳以上の第1号被保険者（要介護認定の有無を問わない）

【内容】
下記の医療専門職が、自宅へ一緒に訪問し相談に応じます。（30分～1時間程度）

【派遣可能な医療専門職】
リハビリ職（理学療法士・作業療法士）または管理栄養士

【申込方法】
別添「様式1 依頼書」及びSTEP2など基本情報シートを作成し、高齢者支援課に提出。

※申込後、高齢者支援課から上記内容に連絡をとり、確認済みのため、各職種から訪問調整の連絡が入ります。

【申込先】高齢者支援課 地域包括支援係 0561-56-0753（直通）



「自立支援1-2」「事業対象者」と認定された方へ

自立支援リハビリサービス

自立支援リハビリサービスとは？

- 期間 3～6か月以内の短期間で集中的に実施
- 内容 理学療法士または作業療法士による、短期・集中的なリハビリプログラムの実施
- ・自宅での訪問リハビリ（原則・原則1回）
- ・老人保健施設併設の室での通所リハビリ（施設ありの）

■ 自己負担額
（例）1勤務日の場合の上乗額
施設あり（100円/日）×3日
＝通所24回（408円/回）×24回
＝15792円

※ご利用には、ご利用の生活や身体状況について聞き取り、実施、やめるようにする必要があります。また、ご利用の期間中に、ご利用の状況が変化した場合、ご利用の回数や内容を変更する必要があります。

あなたの体調や目標に合わせて以前の暮らしをもう一度！！

まずは、「東郷町地域包括支援センター」にご相談ください

東郷町北部地域包括支援センター 電話番号 0561-56-0753（直通）
東郷町南部地域包括支援センター 電話番号 0561-56-0753（直通）
※ 東郷町 高齢者支援課 地域包括支援係 4327番機13
※ 東郷町 高齢者支援課 地域包括支援係 4327番機13



介護保険係様、地域包括支援センター様 令和7年2月26日勉強会資料

介護予防・重度化防止の推進

介護予防・日常生活支援総合事業

～今までの暮らしを取り戻すためにできること～

作成 東郷町 高齢者支援課

【在宅医療・介護連携推進事業】

「やまびこ東郷」及び「かけはし」の両輪で在宅医療・介護連携を推進。
やまびこ東郷：東名古屋医師会に委託、かけはし：豊明市、東郷町の共同運営

○令和7年度の予定

(1) ACPの普及・啓発

・住民向け

TOGO まちかど運動教室（一部地区のみ）及び
とうごう学び舎で「人生100年これからゲーム」を実施。

・専門職向け

7月：かけはし一歩塾「看取り」をテーマに実施。

8月：「人生100年これからゲーム」考案者による研修会を実施。

2月：多職種ミーティングでACPテーマに実施。



(2) 電子@連絡帳の普及

・ケアマネ連絡会研修会等で「電子@連絡帳」について研修会が実施できないか調整中。

(3) 在宅医療・介護フェア

在宅医療・介護について一般住民に知ってもらう普及啓発のイベント

・令和7年度のテーマは在宅医療・介護連携推進部会にて決定予定。

→令和6年度「テーマ：人生の最期も わたしらしく ～ACPってなに？
看取りについて考える～」のアンケート結果を踏まえつつ、一般住民向け
に周知啓発できる内容を検討。

《参考》：アンケート結果抜粋（129人（回答率74%））

○人生会議について理解が深まりましたか？

→「よく深まった」・「深まった」：89%（無回答除く）

○看取りについての不安や疑問が解消されましたか

→「あまり解消されなかった」・「まったく解消されなかった」：33%（無回答除く）

○自宅での看取りの難しさはどのような点だと思いますか（複数回答）

→「家族の負担が大きい」：73%、「知識・情報不足」：49%、

「在宅での看取りができるとは思わない」：23%

○在宅医療と介護に関することで今後話を聞いてみたい内容はありますか
（複数回答）

→「訪問診療について」：50%、「訪問看護について」：35%、

「自宅での看取りについて」：33%

考察：ACP の必要性については 9 割の方が理解できた一方、看取りについては、不安や疑問が解決されなかった方が 3 人に 1 人、自宅での看取りの難しさに「知識・情報不足」と答える方が 2 人に 1 人であったことから、看取りを具体的にイメージすることは難しかったのではないかと。また、今後聞いてみたいことに「訪問診療について」、「訪問看護について」を挙げる方が多く、講演をきっかけとして、看取りを意識し、在宅医療への関心や知識不足に気づききっかけとなったのではないかと。

専門職が普段の支援でかかわる住民とは異なり、一般住民は医療や介護について身近には感じおらず、基本的な知識を得る機会も少ないのではないかと。

(4) 在宅医療・介護マップの改正・発行

在宅医療・介護連携推進部会の意見を参考に、在宅医療介護マップの改定を行う。



(5) 多職種ミーティング

「社会福祉協議会の事業」、「経済的困窮者・身寄りのない方の支援」「口腔ケア」、「民生委員の役割」、「ACP とは」、「災害対応」をテーマに実施。

【生活支援体制整備事業】

「住民主体で行う互助の活動」を焦点に、住民自身が関心のある地域の事柄を意見交換し、アイデアを出し合いながら、住民同士でできる互助の活動を創生することを目指す。

○ 令和 7 年度の予定

(1) 第 2 層協議体の継続（月 1 回）

引き続き、2 圏域で第 2 層協議体を開催する。

(2) 第 1 層協議体勉強会の開催（年 1 回）

第 1 層協議体の立ち上げに先駆け、第 2 層協議体のメンバーで、お互いの協議体の進捗状況等について圏域を超えて意見交換を行う。

(3) 第 2 層協議会研修会の開催（年 2 回）

講師を迎え、研修会を開催する。

(4) 生活支援コーディネーター

協議体の開催・支援の他、各地域での様々な主体による活動について、現場に出向き情報収集を行う。

令和 6 年度に改定した冊子「とうごう暮らしのおうえんガイドブック」・「とうごうサロン」の配布及び活用を促進する。



【認知症総合支援体制整備事業】

認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症になっても住み慣れた場所で安心して生活できる体制を整える。

○令和7年度予定

(1) 講演会の実施

- ・10月28日に認知症当事者である丹野智文氏を講師に迎え講演会を開催。

(2) 本人ミーティングの開催

- ・9月に愛知県認知症希望大使を招いての本人ミーティングを開催。
- ・10月28日に丹野氏を交え、本人ミーティングを開催。

(3) 認知症サポーター養成講座等

- ・小学5年生、中学1年生の認知症サポーター養成講座は引き続き実施。
- ・アルツハイマー月間に、ホップ・ステップ・ジャンプと位置付け、ホップ「認知症サポーター養成講座」、ステップ「ステップアップ講座」、ジャンプ「認知症ボランティア講座&一人歩き声かけ講座」を実施。また、すべての受講者に受講の証を進呈。

(4) 認知症サポーター以外での周知啓発

- ・文化産業まつりでの認知症の理解に関する周知啓発ブースを実施。
- ・映画「オレンジランプ」のアルツハイマー月間の上映会、サロン等の住民主催の上映会にDVDの貸し出しを実施。

(5) 認知症支援施策検討会及び認知症キャラバンメイトでの協議

- ・認知症施策に関することは、認知症支援施策検討会（月1回）や認知症キャラバンメイト交流会（年3回予定）で、意見交換をしながら、協力して実施していく。

(6) 認知症個人賠償保険事業

- ・認知症やその疑いがある人が、日常生活での偶発的な事故などにより、損害賠償責任を負った場合に、賠償金を町が加入する保険で補償する制度を実施。



【第 10 期高齢者福祉計画】

令和 9 年度から令和 11 年度の 3 か年の第 10 期高齢者福祉計画を策定。

令和 7 年度は、アンケートの実施及び分析を予定。

詳しくは、別紙資料 1-1 参照。

高齢者支援係

【在宅福祉サービス】

- (1) 理髪サービス事業の見直し検討
⇒・物価高騰による補助形式の見直し・事業者の実態に関するアンケート実施
- (2) 緊急通報システム事業の見直し検討
⇒・設置機器、設置対象者等の見直し・R6 アンケート実施
- (3) 配食サービス事業の見直し検討
⇒・受益者負担額の適正化

【老人クラブ活動】

- (1) 中部老人憩の家修繕工事
⇒令和 6 年 5 月に開所した中部老人憩の家（旧和合保育園）の各種修繕工事を実施
⇒漏水、時計交換、駐車場車止め、玄関タイル、その他バリアフリー化
- (2) 利用者拡大の検討
⇒現在各団体（16 団体）上限 1 回/月

【その他】

防災関連

- (1) 避難行動要支援者名簿要綱の新設
⇒東郷町地域防災計画により行っていた名簿作成方法等をより明確化
- (2) 個別避難計画登録者拡大の検討
⇒防災安全課と協議中・特に配慮の必要な高齢者・障がい者の個別計画を策定、登録